

橋本市空き家移住応援補助金（空き家購入）

橋本市でのお試し暮らしや移住に際し、わかやま空き家バンクに登録されている物件を賃貸もしくは購入する場合に補助金を交付します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。

補助金名称	補助金額
空き家移住応援補助金 （空き家購入）	最大：20万円 【空き家の購入費用の1/2】 ※若年夫婦の場合10万円加算（※夫婦いずれか申請日現在で満40歳未満）

※橋本市移住相談窓口事前に相談して下さい。（0736-33-6106）

◆補助対象要件

【対象住宅】

- わかやま空き家バンクに登録されている物件であること
- 平成30年4月1日から平成33年3月31日の間に売買契約等及び所有権の登記を完了していること
- 申請者の住宅の持ち分が1/2以上であること。（夫婦の場合は夫婦の持ち分が1/2以上）
- 住宅の用に供する建物で、床面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が50平方メートル以上であること

【対象者】

- わかやま空き家バンクの空き家情報の利用者登録を行っていること
- 世帯全員が転入前2年間、本市に住民登録がないこと
- 世帯全員が対象住宅の所在地に住民登録をしてから3ヶ月以上経過していること
- 世帯全員が市税等の滞納がないこと（20歳以上）
- 世帯全員が過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと

◆申請方法・期間

- 所有権の登記を完了後1年以内に申請して下さい。※申請時には、印鑑をお持ちください。
- 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）
- 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで（土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

【添付書類】いずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可とします。

添付書類	取得場所	備考
売買契約書等の写し	契約日、契約者、契約金額及び物件の所在地が分かるもの	
建物登記簿の全部事項証明書	和歌山地方法務局橋本支局	
世帯全員の住民票の写し	橋本市役所 市民課	本籍・続柄記載されたもの
世帯全員の住民票除票等	転入前の市町村役場など	転入前2年間分の住所がわかるもの
世帯全員の市税完納証明書等 （20歳以上）	橋本市役所 納税課もしくは、 転入前の市役所・町村役場など	滞納がないとわかる証明書 ※課税がなければ非課税証明
誓約書		

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口（橋本市 経済推進部シティセールス推進課 定住促進係内）
電話：0736-33-6106（直通） FAX：0736-33-1665
電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp



【裏面 お試し暮らし応援補助金（空き家賃貸）】

橋本市お試し暮らし応援補助金（空き家賃貸）

橋本市でのお試し暮らしや移住に際し、わかやま空き家バンクに登録されている物件を賃貸もしくは購入する場合に補助金を交付します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。



補助金名称	補助金額
お試し暮らし応援補助金 （空き家賃貸）	最大：16万円 【家賃の1/2（上限4万円）×3ヶ月＋仲介手数料の1/2（上限4万円）】 ※最初に家賃の月額的全額を支払った月から3ヶ月間 ※宅地建物取引業者の仲介で成約した際の仲介手数料が対象

※橋本市移住相談窓口事前に相談して下さい。(0736-33-6106)

◆補助対象要件

- わかやま空き家バンクに登録されている物件であること
- わかやま空き家バンクの空き家情報の利用者登録を行っていること
- 賃貸借契約等を締結した者で、契約締結日において満20歳以上であること
- 平成30年4月1日から平成33年3月31日で賃貸借契約等を締結していること
- 入居者全員が賃貸借契約日の直近の2年間において、本市に住民登録がないこと
- 入居者全員が市税等の滞納がないこと（満20歳以上）
- 入居者全員が過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと

◆申請方法・期間

- 最初の賃貸借契約の日から1年以内に申請して下さい。※申請時には、印鑑をお持ちください。
- 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）
- 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで（土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

【添付書類】 いずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可とします。

添付書類	備考
賃貸借契約書等の写し	契約日、契約期間、物件の所在地、家賃の金額が分かる書類
入居者全員の住民票の写し等	直近2年間の住所がわかるもの ※異動がある場合は、除票等が必要
入居者全員の市税完納証明書等	滞納がないとわかる証明書（満20歳以上）※課税がなければ非課税証明
家賃・仲介手数料の領収書の写し	家賃、仲介手数料の支払いが分かる書類
誓約書	

※住民票及び完納証明書等はお住まいの市町村役場等で取得してください。

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口(橋本市 経済推進部シティセールス推進課 定住促進係内)
 電話：0736-33-6106（直通） FAX：0736-33-1665
 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

